

ひとり親家庭自立支援政策と EBPM  
ー就業支援政策を中心にー

公共政策大学院 法政策コース 2 年  
須田 康裕

目 次

はじめに .....	1
第 1 節 ひとり親家庭自立支援政策とは何か .....	1
第 1 項 ひとり親家庭の実態 .....	1
第 2 項 ひとり親家庭の自立の定義 .....	5
第 3 項 ひとり親家庭自立支援政策 .....	8
第 2 節 ひとり親家庭自立支援政策の経済的根拠と効果 .....	11
第 1 項 経済的根拠（先行研究） .....	11
第 2 項 政策効果についての実証研究 .....	13
第 3 節 関連事業の政策効果と EBPM .....	15
第 1 項 経済的根拠（行政事業レビューから） .....	15
第 2 項 行政事業レビューの取組と評価 .....	16
第 3 項 行政事業レビュー（公開プロセス）の取組と評価 .....	18
第 4 節 政策評価の課題と改善点 .....	20
第 1 項 ロジックモデルの検討 .....	20
第 2 項 今後の課題 .....	23
おわりに .....	25
参考文献 .....	26
Appendix .....	28

## はじめに

本稿では、証拠に基づく政策形成（Evidence-based Policy making（EBPM）<sup>1</sup>）の一事例としてひとり親家庭自立支援政策を取り上げる<sup>234</sup>。母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下、母子寡婦福祉法と略）の2002年改正以降、当該政策分野の基本的理念は従来の経済支援中心のものから就労による自立を促すものへと大きく転換された<sup>5</sup>。一方で、厚生労働省の政策体系<sup>6</sup>における「ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること」という施策目標は養育費・面会交流相談支援事業及び高等職業訓練促進給付金等様々な事業を包摂しており、必ずしも上記方針転換を反映した政策評価体系となっていないように思われる。

この点、本稿では以下のようにひとり親家庭自立支援政策の評価体系のあり方を論じる。まず第1節では、ひとり親家庭の実態を把握した上でひとり親家庭の自立を定義し、当該定義に照らして現行の自立支援政策について論じる。第2節では、先行研究をもとに、ひとり親家庭自立支援政策の経済的根拠及び政策効果を論じる。第3節では、EBPMの観点から、既存の政策評価体系の内容を評価する。最後に第4節において、ひとり親家庭自立支援政策のロジックモデルを提案し、当該政策分野の評価における課題等を考察する。

## 第1節 ひとり親家庭自立支援政策とは何か

### 第1項 ひとり親家庭の実態

ひとり親家庭自立支援政策の評価体系の在り方を検討する上では、そもそも母子家庭及び父子家庭がいかなる状況下であり、どのような課題を抱えているのか把握する必要がある。この点、本項では「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」<sup>7</sup>により得られる統

<sup>1</sup> 我が国におけるEBPMの取組については、国立国会図書館資料「我が国におけるEBPMの取組」を参照している。

[〈https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11460680\\_po\\_20190303.pdf?contentNo=1〉](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11460680_po_20190303.pdf?contentNo=1)

また、実際の事業に対する政策評価のあり方をEBPMの観点から検討したものとして中小企業向け補助金とEBPMの関係について論じた岡田(2020)を参照している。本稿の構成についても、当該文献を参考にしている。

[〈https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11460687\\_po\\_20190310.pdf?contentNo=1〉](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11460687_po_20190310.pdf?contentNo=1)

<sup>2</sup> 本稿は令和3年7月31日までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。

<sup>3</sup> 本稿では「ひとり親家庭」または「ひとり親世帯」といった、異なる用語を適宜用いているが、基本的には総務省政策評価ポータルサイト内の厚生労働省の政策体系（脚注6を参照）に合わせて「ひとり親家庭」の文言を用いている。その他、法令、政府資料及び政府統計資料等で別の表現や用法が用いられている場合は、必要に応じて都度言及する。いずれにしても、ひとり親（母子・父子）家庭（世帯）を現す概念は画一的ではない。

<sup>4</sup> この点、藤原(2010)はひとり親家庭政策における政策評価の必要性を論じている(pp.149-150)。

<sup>5</sup> ひとり親家庭に対する政策の転換について論じたものとして田宮(2006, pp147-163)及び金川(2012, pp4-5)が挙げられる。

<sup>6</sup> 総務省 政策評価ポータルサイト

[〈https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/mhlw\\_h29.html〉](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/mhlw_h29.html)

<sup>7</sup> 「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

[〈https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000190327.pdf〉](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000190327.pdf)

同調査においては、母子世帯等は以下のように定義されている。

母子世帯…父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯

父子世帯…母のいない児童がその父によって養育されている世帯

養育者世帯…父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯

この点も含め、調査の概要については下記資料を参照。

「調査の概要」[〈https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188148.pdf〉](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188148.pdf)

計データからひとり親家庭の実態を定量的に把握する。表1は同報告の概要についてまとめたものである。

表1 母子世帯と父子世帯の状況

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	123.2万世帯	18.7万世帯
2 ひとり親になった理由	離別 79.5% 死別 8.0%	離別 75.6% 死別 19.0%
3 就業状況	81.8%	85.4%
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2%	68.2%
うち 自営業	3.4%	18.2%
うちパート・アルバイト業	43.8%	6.4%
4 平均年間収入 [母または父自身の収入]	243万円	420万円
5 平均年間就労収入 [母または父自身の就労収入]	200万円	398万円
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	348万円	573万円

※ 平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告及び同概要をもとに筆者が作成。(報告については脚注(7)の資料、概要については<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188182.pdf>を参照)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

※ 平均収入とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

同表からは、母子世帯と父子世帯それぞれの世帯数、就業状況、平均収入等が確認できる。ひとり親となった理由が離別者である者の割合や現在就業者である者の割合等、両者の間で類似点も見られるが、一方で多くの差異も見られる。中でも注目すべきは、母子世帯の母の非正規雇用の割合の高さである。母子世帯の母及び父子世帯の父の就業率はいずれも高く(それぞれ81.8%、85.4%)、これは他の先進国と比べても高い水準であるが、前者についてはそのうちパート・アルバイト業の非正規雇用が占める割合が43.8%と高く、父子世帯の父の場合(6.4%)とは対照的である<sup>8</sup>。

このような差異は両者の平均年間就労収入の差にも影響を与えているように思われる。表1からは、平成27年における母子世帯の母の平均年間就労収入は200万円、父子世帯の父の場合398万円であり、両者の間には倍近い開きがあることが確認できる。これらの値は正規・非正規等の異なる就労形態を合わせたものである。そこで、非正規労働が就労収入に与える影響を確認するため、別途、就業しているひとり親の地位別年間就労収入について整理した(表2)。

<sup>8</sup> OECDによれば、2015年の母子家庭の母の就業率はフランスにおいて64.7%、アメリカにおいて71.5%、スウェーデンにおいて80.5%であった。(データについては、OECD family databaseにある”LMF1.3 Maternal employment by partnership status”を参照し<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>)

表2 現在就業しているひとり親の地位別年間就労収入の構成割合

母子世帯の母							
	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
総数	1,244 (100.0)	212 (17.0)	472 (37.9)	294 (23.6)	143 (11.5)	123 (9.9)	214万円
正規の職員・従業員	544 (100.0)	21 (3.9)	119 (21.9)	171 (31.4)	117 (21.5)	116 (21.3)	305万円
パート・アルバイト等	552 (100.0)	166 (30.1)	292 (52.9)	79 (14.3)	13 (2.4)	2 (0.4)	133万円
父子世帯の父							
	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
総数	244 (100.0)	9 (3.7)	31 (12.7)	42 (17.2)	63 (25.8)	99 (40.6)	392万円
正規の職員・従業員	176 (100.0)	2 (1.1)	10 (5.7)	29 (16.5)	50 (28.4)	85 (48.3)	428万円
パート・アルバイト等	14 (100.0)	1 (7.1)	9 (64.3)	2 (14.3)	2 (14.3)	0 (0.0)	190万円

※ 「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」（脚注(7)）をもとに筆者が作成

※ 不詳を除いた値である。

表2より、母子世帯及び父子世帯ともにひとり親がパート・アルバイト等を行う者である場合は平均年間就労収入が低く、前者については当該就労形態の者の割合が大きいため世帯全体の就労収入を大きく下げていることが分かる。就業している母子世帯の母でパート・アルバイト等を行う者の平均年間就労収入は133万円であり、これは貧困を測る上での代表的な指標である相対的貧困線（2015年においては122万円（国民生活基礎調査より））に近い数値である<sup>9</sup>。一方で、就業している母子世帯の母のうち正規の職員・従業員である者の平均就労収入は305万円であり、この数値は相対的貧困線を大きく上回るものである。なお、このような収入の格差は父子家庭の父についても見られ、数としては少ないものの非正規労働者である父子世帯の父に関しても同様の問題が指摘できる。

以上の点を踏まえると、ひとり親家庭の実態をめぐっては、パート・アルバイト等に従事する非正規雇用労働者の平均就労賃金の低さが大きな課題であると言えることができる。特に、母子世帯の母はこのような就労形態である者の割合が高く、収入面で問題を抱えている場合が多いことが窺える。なお、このような就労に関する課題に対しては、ひとり親の転職

<sup>9</sup> 厚生労働省の資料「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」では、相対貧困率ないし相対貧困線は以下のよう  
に定義されている。<[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf)>

「相対的貧困率とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。なお、貧困線とは、等価可処分所得(※)の中央値の半分の額をいう。(※) 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。」

この点、「2019年 国民生活基礎調査の概況」によれば、2015年の貧困線は122万円であり、「子どもがいる現役世帯」のうち、「大人が一人」の世帯の相対的貧困率は50.8%であった。<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/14.pdf>>なお、本資料によれば、2015年にOECDの所得定義が改定され、新たな基準では従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」が差し引かれたものとなっている。国民生活基礎調査は3年毎に行われているが、2018年を対象とした調査よりこの新基準が適用されている。

希望の実態を把握することも重要である。この点、全国ひとり親世帯等調査結果からは、非正規労働者である母子家庭の母のうち転職を希望する者も相当数存在することが分かるが（別表1-1、1-2）、当該統計は雇用形態自体についての転職希望に関するものではないため、これを正規雇用の希望と端的に見なすことはできない。また、一部の先行研究は母子家庭の母が正規雇用を希望しない理由について論じている。例えば、周(2012b)は Logit モデルにより母子家庭の母の正社員希望の決定要因分析を行い、結論として資格や能力の不足、育児による制約及び非勤労収入の存在が正規雇用を希望することの妨げとなり得る（係数推計値がそれぞれ統計的有意）と指摘している（pp. 63-76）<sup>10</sup>。したがって、就労形態の問題を考える上では、このような正規雇用を希望しない要因にも注意を払う必要がある。

ひとり親世帯の自立を支援する政策を多面的に評価する上では、就労状況、就労収入以外の様々な生活・経済面の実態についても併せて確認し、ひとり親世帯のニーズを総合的に考察することが求められる。そこで、ひとり親世帯の世帯構成や補てん所得の受給の傾向等についても確認したい。表3はその記述統計である。

表3 ひとり親世帯の主な属性に関するまとめ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子世帯のうち、母子のみにより構成される世帯は 61.3%、親との同居は 28.5% (n=2,060)</li> <li>・父子世帯のうち、父子のみにより構成される世帯は 44.4%、親との同居は 44.2% (n=405)</li> <li>・母子世帯の子どもの数は、「1人」が 57.9%、「2人」が 32.6% (n=2,060)</li> <li>・父子世帯の子どもの数は、「1人」が 59.8%、「2人」が 30.4% (n=405)</li> <li>・生活保護の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 11.2%、父子世帯の父では 9.3%（それぞれ、n=1904, n=386）</li> <li>・児童扶養手当の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 73.0%、父子世帯の父では 51.5% となっている。（それぞれ、n=2012, n=363）</li> <li>・離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 24.3% (n=1,817)</li> <li>・離婚した母親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 3.2% (n=308)</li> </ul> <p style="text-align: right;">（※nは総数、%はいずれも対総数比）</p>
---

※「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」（脚注(7)）をもとに筆者が作成

表3からまず読み取れることは、世帯構成は多様であり、必要な政策も世帯それぞれで変わり得るという点である。例えば、親と同居している世帯であれば生活面や育児面での補助を受けやすい環境にあるかもしれないが、母子または父子のみで構成される世帯であればこのような人的資源の支援が必要になるものと思われる。施策の充実を図る上ではこのような個別具体的なニーズに対応することが求められよう。また、同じ国の施策でも、児童扶養手当を受給する世帯が多い一方で、生活保護を受給する世帯は限られている。このような差異が生じている理由としては、受給要件の違い等様々なものが考えられるが、いずれにしても補てん収入がどのような施策により構成される傾向にあるか把握することは重要である。もっとも、受給世帯の割合が低いことを理由に関連政策自体の意義を疑問視するわけではない点は付言しておきたい。これらの補てん収入とひとり親の自立の関係性、ひいてはひとり親自立支援政策の評価体系における公的給付の捉え方については次項で論じる。

<sup>10</sup> 資格や能力の不足及び育児による制約については代理変数としてそれぞれ母親の年齢及び親との同居ダミーが用いられている。

## 第2項 ひとり親家庭の自立の定義

ひとり親家庭への支援に関する法令及び政策には「自立」という文言が度々見られる。厚生労働省の政策体系においても、基本目標7の施策目標4-1として「ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること」が挙げられており、自立の支援がひとり親の課題を解決する政策の基本理念となっている<sup>11</sup>。また、ひとり親家庭が抱える課題の解決について論じた先行研究においても、その定義の中身は異なるものの自立を一つのゴールとして捉えるものが多く見られる。そこで、本稿でもひとり親家庭の自立を政策の目標とし、これを前提として現行の施策を論じてその政策効果を測り、政策評価体系を構築することとする。この点、本項では、何をもちひとり親家庭が自立していると思えることができるか、法令や先行研究などを踏まえ具体的に検討する<sup>12</sup>。

法令に関して言えば、母子寡婦福祉法4条の規定が例として挙げられる。

(自立への努力)

第四条 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

「職業生活」は2002年の同法改正を機に新たに加えられた文言であり、家庭生活の安定も視野に入れつつも、就労による自立が法令レベルの定義付けの方向性として見られるところである。また、同法11条1項に基づき策定された「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(以下、基本方針と略)には、「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援を中心として、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな福祉サービスの推進に主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。」との記述がある<sup>13</sup>。このように就業による自立という方向性は示されているものの、何をもちその達成を測る尺度に関しては明示されていない。

一方で、先行研究では、ひとり親家庭の自立につき様々な定義が検討されている(表4)。

<sup>11</sup> 前掲注(6)

<sup>12</sup> なお、ひとり親家庭の自立の定義をめぐっては、そもそも「ひとり親家庭」とは何か、法令及び政府文書等において画一的な定義が定められているわけではないという点は指摘しておきたい。例えば前掲注(7)で述べたように、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」においては、母子世帯は「父のいない児童(満20歳未満の子どもであつて、未婚のもの)がその母によって養育されている世帯」と定義されている。以下、その他の例をあげる

・母子寡婦福祉法6条5項

この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

<<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=339AC0000000129>>

(この点、政府資料中の「母子家庭等」、「母子家庭の母等」といった文言における「等」は多くの場合父子家庭や父子家庭の父を指す。)

・子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令

2 法第八条第二項第二号の「一人親世帯の貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある一人親世帯(十八歳以上六十五歳未満の者が一人及び十八歳未満の者が少なくとも一人属する世帯をいう。以下この項において同じ。)に属する者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が一人親世帯に属する者の総数のうちに占める割合をいう。

<<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426C00000000005>>

<sup>13</sup> 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(p.25)

<<https://www.mhlw.go.jp/content/000611568.pdf>>

例えば神原(2010)は、標準的な経済的自立の基準として年収 300 万円の確保を挙げており、当該収入水準の達成について就労以外の児童扶養手当等の補てん収入もその手段と見なしている (pp. 192-194)。もっとも、このように経済的自立を論じる一方で、同著は「経済的自立基準をクリアするために、長時間働いて健康を害したり、子どもの養育に支障をきたすことがあってはならない」とし、経済的自立と生活自立を区別している点には注意されたい。周(2012a)は、各々の懸念点について付言しつつも、母子家庭の経済的自立の判断基準について①年収 300 万円以上であること、②公的給付を受給していないこと、③正社員雇用であること(雇用形態により一定の所得水準を得ているとみなすという趣旨)の3つのうちのいずれかとすることを検討している (pp. 5-6)。Young(1995)は十分な所得を得ることができる職への就労に着目しつつも、ひとり親の子どもの自立をも踏まえた中長期的視点に立っている点が特徴的である (pp. 543-544)。また、自立の定義を直接に論じた研究ではないが、先に述べた現行政策における自立の方向性について批判的に論じたものとして藤原(2010)を挙げたい。同著は就業自立を中心とした政策には児童福祉の観点が欠如していると指摘しており、就労による経済的自立それ自体を問う、就労自立の前提条件として児童福祉の達成を考慮するという意味で示唆に富むものである (pp. 149-151)。

表 4 先行研究におけるひとり親家庭の自立の定義

文献	自立の定義
周(2012a)	(母子世帯の経済的自立の判断基準) ①概ね年収 300 万円以上の母子世帯 ⇒収入ラインの恣意性、児扶等の補てん収入の不考慮の問題がある ②生活保護や児童扶養手当などの公的給付を受けているか否か ⇒給付の年収要件は世帯ベースとなっており、シングルマザー自身の収入は不明瞭である ③正社員雇用であるか否か ⇒正社員間の所得のばらつきには留意が必要である ※⇒に続く一文は、各定義に関する著者の懸念 ※※上記基準を判断する前提として、同著は経済的自立のための手段として、 ①シングルマザー自身の就業収入の向上、②就労によらない補てん収入の充実(主に児扶と養育費)、③税や社会保障を通じての所得移転を挙げている (pp. 2-3)
神原(2010)	(標準的な「経済的自立基準」として)「ひとり親家庭が健康で文化的な生活を犠牲にすることなく、現行の水準であれば、年収 300 万円を確保できること」 ※経済的資源の獲得方法は、就労のみとは限らず、養育費の確保や児童扶養手当の受給等も自立の手段となると指摘している
Young(1995)	経済的に十分に自立可能な職につくこと、子どもの能力を生かした職につかせることができる環境、将来に向けた貯蓄
(参考：就業自立中心の現行政策に対する議論)	
藤原(2010)	日本のひとり親政策は、「子供の福祉を問うことも政策評価することもなく、就業による自立を強調してきた」。子どもと一緒にいる時間が十分に取れないなど、児童福祉の観点からは「問題のある」母親だが、生活保護を受給せず、パート就労をかねもちして生計を維持する母親が、就業自立を強調する母子福祉の観点からは「評価される」母親となっている。 ⇒ひとり親政策において児童福祉の視点が現状欠如している点を指摘し、その重要性を強調。

※表中の文献を参考にし、筆者が作成

※300 万円の基準につき、周(2012a)は派遣労働ネットワークが 2005 年「派遣労働者の権利向上に向けての要請書」の中で生活できる賃金として明示しているのが年収 300 万円であること、②生活保護の水準において、母子 2 人の年間生活費は約 300 万円であることを挙げている。

以上述べたように、法令レベルでは自立の一定の方向性が示されているものの明確とは言えず、先行研究の論旨は多岐に渡る。したがって、政策の目的を達成したかどうかを検証できるよう、客観的、定量的に計測可能な概念として、結論として「正規雇用の職への就労希望・転職希望の実現」をひとり親家庭の自立（経済的自立）として定義することとする。

表5 本稿におけるひとり親家庭の自立の定義に関する検討

<p>(論点の整理)</p> <p>①就労による自立等の経済的自立を自立の柱とすべきか？ ⇒神原(2010)や藤原(2010)にあるように、経済的自立に重きを置きすぎると、生活面や児童福祉の点から問題が生じることが考えられる。一方で、ひとり親家庭が抱える現状の課題の多くは収入に関するものであり、このような観点は先行研究にも多く見られるため、当該課題の解決を政策目標とすることが望ましい。したがって、経済的自立を自立の中心と見なすべきである。</p> <p>②経済的自立を中心に考える場合、その基準として一定の収入ライン（年収300万円等）の超過は妥当であるか？ ⇒収入で数値的線引きをすることそれ自体に限界があり、妥当とは言えない。例えば、生活費の地域差や物価変動の影響等を考慮しなければならず、これらを踏まえて頻りにラインを変えるのは、指標の価値を貶めることになる。</p> <p>③年収による数値的把握に問題があるとすると、代替的指標として公的給付の受給の有無は妥当であるか？ ⇒公的給付を受給していないということをもって、直ちにひとり親家庭が経済的に自立していると思なすのは問題がある。児童扶養手当等の給付の年収要件は世帯ベースとなっており、この点同居親族と同一世帯としている場合には、ひとり親自身の収入は低くても公的給付の対象とはならないという事態が生じることとなる。このような状況も含めて自立と思なすのは問題がある。また、児童扶養手当等を受給しているからといって、直ちに経済的自立の要件を満たさないとするのも妥当ではない。</p> <p>④では、一定の年間就労収入を就労形態（正規雇用）により近似することは可能か？ ⇒正規雇用であることにより須らく自立に十分な所得を得ることができるわけではないものの、表2の「正規の職員・従業員」の平均年間就労収入が男女ともに300万円を超えていることを踏まえると、正規雇用の実現は収入の代替的指標として有力である。正規雇用でありながら年間就労収入が300万円を下回る世帯も現に存在するが、養育費や児童扶養手当等の所得も加味すれば、実際には当該収入ラインにより近い収入となるものとする。したがって、この議論では公的給付の受給の有無は自立を測る上では問わない。</p> <p>(結論) 「正規雇用の職への就労希望・転職希望の実現」をひとり親家庭の自立として定義する。 ※あくまで希望の実現であり、ひとり親が育児や家庭環境等の諸問題により正規雇用を希望しない（できない）状態にある家庭を「自立できていない」と見なすわけではない。</p>
---

※表4記載の文献等の内容を踏まえ、筆者が作成

なお、上記定義を用いるとしても、様々な境遇にあるひとり親家庭を幅広い観点（経済的支援以外にも生活面や育児面での支援が検討される）から支援することは重要であり、決して就労関係以外の施策を軽んじる趣旨ではない点は強調したい。また、理念系としてのひとり親の自立は、正規雇用の実現以外にも生活の充実やひとり親のもとで育つ児童の福祉など、ある種トレードオフの関係にもなりうる様々な要素が総合的に考慮されたものであるべきであろう。本項で定義するひとり親家庭の自立は、このような本来あるべき自立の定義を、ひとり親家庭が抱える課題の実態と政策評価の実践の観点から単純化したものである。

### 第3項 ひとり親家庭自立支援政策

前項で検討した自立の定義を踏まえると、政策評価の対象とすべきひとり親家庭支援政策は就労支援政策（正規雇用への就労・転職に資する事業）を中心に検討することとなる。そこで、本稿ではひとり親家庭への現行の政策アプローチを一通り確認した上で、その中から「正規雇用の職への就労希望・転職希望の実現」に関係すると思われる政策を検討することとする。

表6は、総務省政策評価ポータルサイト内の厚生労働省の政策体系をもとに、ひとり親家庭に向けた様々な支援政策を筆者が整理したものである。柱①～④と表記しているのは、前項で紹介した基本方針にある4つの施策分野のことである。これらの柱やその中身の事業のほとんどは、前掲の厚生労働省の施策目標「ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること」にある評価書及び行政事業レビューに、それぞれ施策の概要、事業概要として取り上げられており、文字通り現在のひとり親家庭自立支援政策の中心事業であると言える<sup>14</sup>。その中には、就業支援政策だけでなく、日常生活支援や養育費に関する相談事業、児童扶養手当制度など多様な政策が含まれている。

一方で同表からは、現行の政策体系では一つの施策目標の中にひとり親家庭の支援に関する事業がすべて集約されているわけではないことがわかる。例えば、特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金は基本方針の中でも就業支援策（柱②）として位置付けられている制度である。両制度はいずれも様々な事情から就職が困難なものを雇用する事業者に対し助成金を支給するというものであるが、母子家庭の母等はその対象であり、トライアル雇用助成金については他の対象よりも助成金が多く支給される（母子家庭の母等又は父子家庭の父以外の場合は月額4万円だが、母子家庭の母等又は父子家庭の父なら月額5万円）。また、補てん収入として本節第1項で取り上げた生活保護制度には「母子加算」等、一部ひとり親家庭に向けたものがある他、所得税におけるひとり親税額控除の仕組みもその例として挙げられる。加えて、生活困窮者自立支援制度には「就労準備支援事業」等の経済的自立に関わる制度があり、制度運用の方向性に関しても政府資料に「ひとり親施策との連携の推進」との記載があるなど、当該制度が生活困窮世帯であるひとり親への支援の側面を持つことが確認できる<sup>15</sup>。

以上述べたように、ひとり親家庭を支援する政策は既存の政策体系を超えて点在している。自立支援政策の政策評価の在り方を検討する上では、これらの施策の中からとりわけ先に定義した自立の概念に深く関わるものを取り上げる必要がある。この点、正規雇用の実現に直接関わる制度としては柱②に含まれる事業に着目したい（表7）。例えば、「高等職業訓練促進給付金」は経済的自立に効果的な資格の取得のための補助金であるが、これは正規雇

<sup>14</sup> 実績評価書<<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyoyou/20jisseki/dl/VII-4-1.pdf>>  
令和元年度の事業に係る行政事業レビューシート（事業番号695：母子家庭等対策総合支援事業）  
<[https://www.mhlw.go.jp/jigyoyou\\_shiwake/gyousei\\_review\\_sheet/2020/2019\\_7-4-1\\_saisyu.html](https://www.mhlw.go.jp/jigyoyou_shiwake/gyousei_review_sheet/2020/2019_7-4-1_saisyu.html)>

<sup>15</sup> 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」に関する厚生労働省資料（p.197）  
<<https://www.mhlw.go.jp/topics/2016/01/dl/tp0115-1-05-09d.pdf>>

用の実現に資するような資格の取得を促す制度であり、本稿で定義する自立と関連性が高いと思われる。政策評価体系を検討する上では、これらの事業の分析に焦点を当てたい。

表6 ひとり親の支援に関わる政策の例<sup>16</sup>

厚生労働省の政策体系	事業	内容	
基本目標7＞ 施策大目標4＞ 施策目標4-1 「ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること」	子育て・生活支援（柱①）	母子・父子自立支援員による相談・支援 ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を実施 修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を実施
	就業支援（柱②）	母子・父子自立支援プログラム策定事業	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定
		高等職業訓練促進給付金	経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給
	養育費確保支援（柱③）	養育費等相談支援センター事業	養育費等に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供、母子家庭等からの電話、メールによる相談対応等
	経済的支援（柱④）	児童扶養手当制度	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給
		母子父子寡婦福祉資金貸付金制度	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付金を貸与
基本目標5＞ 施策大目標3＞ 施策目標3-1 「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」	就業支援（柱②）	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、助成金を支給（母子家庭の母等の場合、中小企業60万円・中小企業以外50万円）
		トライアル雇用助成金事業	安定した職業に就くことが困難である求職者を一定期間試行的に雇用する事業主に対し、トライアル雇用助成金を支給（母子家庭の母等の場合、月額最大5万円）
基本目標8＞ 施策大目標1＞ 施策目標1-1 「生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること」	生活保護制度 （※関連事業のうちが左記政策体系に含まれているものがある）	厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給（なお、生活扶助の各種加算のうち、ひとり親世帯に関連した加算として、「児童養育加算」及び「母子加算」等がある）	
	生活困窮者自立支援制度	住居確保給付金の支給、就労準備支援事業等による生活困窮者の自立の促進	
（他省庁所管の政策）	ひとり親税額控除（所得税）	納税者がひとり親であるとき、合計所得金額等の要件を満たす者の所得税額を控除（控除額35万円）	

※ 脚注(16)にある資料等をもとに筆者が作成（ひとり親家庭の対する政策を網羅したものではなく、あくまで例示である点に注意）※ 厚生労働省の政策体系については前掲注(6)

※ 柱①～④とあるのは、母子寡婦福祉法11条1項に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」において、自立促進のために総合的に展開する施策の分類（表中の事業が各柱に該当するか否かは、同方針の記載内容から可能な範囲で調査した）<<https://www.mhlw.go.jp/content/000611568.pdf>>

<sup>16</sup> 各政策に関する参考資料

厚生労働省資料「ひとり親家庭等の支援について」<<https://www.mhlw.go.jp/content/000827884.pdf>>

厚生労働省資料「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内」

<<https://www.mhlw.go.jp/content/000553237.pdf>>

厚生労働省資料（トライアル雇用助成金関係）<[https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/dl/h30\\_jigyoshiwake\\_day1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/dl/h30_jigyoshiwake_day1.pdf)>

厚生労働省資料「生活保護制度の概要等について」<<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000771098.pdf>>

厚生労働省資料「生活困窮者自立支援制度について」<<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000499760.pdf>>

国税庁ホームページ <<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1171.htm>>

表7 本稿定義のひとり親家庭の自立に直接関係する主な事業（柱②関係）

政策体系/事業	支援内容
基本目標5＞ 施策大目標1＞ 施策目標1-1 「公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること」	① ハローワークによる支援 ※マザーズハローワーク事業推進費等が左記政策目標中の事業に含まれる
基本目標7＞ 施策大目標4＞ 施策目標4-1 「ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること」	② 母子家庭等就業・自立支援センター事業
	③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業
	④ 自立支援教育訓練給付金
	⑤ 高等職業訓練促進給付金
	⑥ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
	⑦ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
	⑧ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
基本目標5＞ 施策大目標3＞ 施策目標3-1「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」	⑨ トライアル雇用助成金事業

※厚生労働省「ひとり親家庭等の支援について」において「就業支援」に含まれる事業（なお、事業の並び順は同資料P31を基準としている）及び脚注(6)の政策体系をもとに筆者が作成<https://www.mhlw.go.jp/content/000781863.pdf>。なお、⑥については資料によっては経済的支援（柱④）に位置付けられている（令和3年度公開プロセスにおける「事業概要・見直し案」（PDFの7ページ目）等[https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/dl/r03\\_jigyoyou03a\\_day1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/r03_jigyoyou03a_day1.pdf)）

本節では、ひとり親家庭の現状の課題を確認し、非正規雇用による所得の低さが母子家庭の母及び（世帯数は少ないものの）父子家庭の父が抱える主な問題であると指摘した。このような現状認識に基づき、ひとり親家庭の自立を「正規雇用の職への就労希望・転職希望の実現」ととらえ、現行のひとり親家庭への支援策を整理した。その結果、高等職業訓練促進給付金や特定求職者雇用開発助成金などの就業支援政策を中心に政策評価体系のあり方を検討することとした。次節では、EBPMの観点からひとり親家庭自立支援政策を評価すべく、その土台として政策の経済的根拠と効果を論じる。

## 第2節 ひとり親家庭自立支援政策の経済的根拠と効果

ひとり親家庭への自立支援政策に関する評価体系を検討する上では、その対象となるべき政策が経済的に正当化され、またその効果の程度が実証されていることが望ましい。前節第3項では様々な就業支援政策を紹介したが、事業によって正規雇用の促進効果は異なり、したがって政策評価体系の位置づけもこれに基づくことが検討される。そこで、本節では就労支援政策の経済的根拠を明らかにするとともに、当該政策が正規雇用の促す効果を持つのか、持つとするとどの程度であるか検証する。

### 第1項 経済的根拠（先行研究）

労働市場において政府の何らかの支援を必要とする者としては、母子家庭の母や父子家庭の父以外にも、例えば彼ら以外の生活困窮者や有配偶者の女性等が考えられる。しかしながら、前節で論じたようにトライアル雇用助成金に関しては助成額においてひとり親が優遇されている他、高等職業訓練促進給付金など制度自体がひとり親のみを対象としたものが確認できる。

このような差異はどのような理由で正当化できるのだろうか。この点、周(2012c)は母子世帯向けの就業支援政策を（1）就業機会の増大策、（2）職業能力開発策及び（3）ジョブサーチ支援策の3つに分類し、それぞれの政策効果を論じているが、経済学の観点から政策の正当化理由を検討する上で参考になるため取り上げたい(pp. 107-113)。表8は、表7に記載した事業を同著の内容をもとに分類したものである。

表8 就業支援政策の分類と経済的根拠

分類	経済的根拠	関連する事業
（1）就業機会の増大策	・労働市場のパイの分配方法を変える（有配偶者の女性などの就業機会を奪う）政策が正当化されるのは、弱者保護には外部経済性があるからである	⑧ 特定求職者雇用開発助成金 ⑨ トライアル雇用助成金事業
（2）職業能力開発策	・市場原理を歪めない（そもそも（1）のような懸念はない） ・労働者の生産性を高めることで、国全体の潜在成長率を高める	④ 自立支援教育訓練給付金 ⑤ 高等職業訓練促進給付金 ⑥ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ⑦ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
（3）ジョブサーチ支援策	・求職者のサーチコストの削減、休職期間の短縮及び職のマッチング度の向上により就職の質を高める	① ハローワークによる支援 ② 母子家庭等就業・自立支援センター事業 ③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

※周(2012c)を参考に筆者が作成

※「関連する事業」につき、文献中記載の無かった事業は筆者の判断でまとめている

（1）特定求職者雇用開発助成金等の事業は、労働市場のパイの大きさを変えるような政策ではないため、母子家庭の母等の就業弱者に対して優先的に仕事の機会が振り分けることで、他の労働者（有配偶者の女性など）の就業機会を減少させる可能性がある。それでも

このような政策が正当化されることの根拠として、社会の階層格差の課題を防止するとの考えや弱者保護の外部経済性が指摘されている。

(2) 高等職業訓練促進給付金等の事業は、職業訓練により資格を取得し能力を高めることを促すものであり、(1) と異なり市場原理を歪めるものではない(労働市場において、「母子家庭の母」というラベルを持つ者を優先的に雇用するインセンティブを雇用主に与えるものではない)。また、能力開発により労働者の生産性を高めることが期待でき、ひいては国全体の潜在成長率を高めることにつながる。これらの理由から、当該事業分野は経済学的に好まれる旨指摘されている。

(3) 母子・父子自立支援プログラム策定事業等の事業は、母子家庭の母が持つ就業経験等の属性や自身のニーズを踏まえた職探しを支援するものであり、求職者の求職に係る金銭的・時間的問題を軽減し、実情に適合するような仕事を見つけ出すことが期待できる。この点、このような事業は就職の質を高めると論じられている。

以上の議論はひとり親(とりわけ母子家庭の母)を対象とした就労支援政策に焦点を当てたものであるが、児童扶養手当等の公的給付の経済的根拠についても、前節2項(特に表5)で論じたようにひとり親の正規雇用が実現されたとしても彼らとその受給者となる可能性がある点に鑑みれば、これを整理しておくことは重要である。この点、京極(2007)は社会保障には主に①生活安定効果、②労働力保全効果、③所得再分配効果、④産業・雇用創出効果、⑤資金循環効果及び⑥内需拡大効果の6つの経済効果があると指摘している(p. 330)。児童福祉手当や遺族年金等のひとり親世帯向けの社会保障給付について直接の言及があるわけではないが、上記経済効果のうち例えば①②⑥等の観点からの経済的根拠を見出すことができると思われる。また、児童扶養手当が「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給」<sup>17</sup>する制度である点に着目し、島崎(2005)が指摘するような子どもの「外部経済性」あるいは公共財的性格による公的支出を正当化についても併せて指摘しておきたい。同著は、子育て世帯の経済的負担の大きさ及び仕事を中断することによる機会費用損失(中断とまでいなくても、育児のために労働時間を短くすることで失う機会費用についても含意があるだろう)を指摘し、次世代の生産年齢となる子の育児には社会的意義があり、子育てをしない世帯もその費用を負担すべきであると指摘している(p. 3)。この点、ひとり親世帯の実情(就業と育児の両立の難しさ)<sup>18</sup>を踏まえれば、児童扶養手当には大きな経済的意義を見出すことができるものと考えられる。

<sup>17</sup> 前掲注(16)「ひとり親家庭等の支援について」(p. 73)

<sup>18</sup> この点については本稿第1節第1項で紹介した統計データの他、神原(2012)が論じる「ひとり親家族であることの”要支援性”」も参考になる(pp. 139-142)。母子家庭における母親は下記4つの役割遂行をほとんど1人で遂行しなければならないが、このような状態に対処するための施策が求められるとしている。

①収入獲得(非熟練の不安定な職種で再就職している、家庭との両立による就労時間が制約される)

②家事遂行(有職の場合時間的制約が大きく、乳幼児がいる場合密度の高い家事労働を要求される)

③子どもの養育や教育(特に子供が乳幼児の場合は1日中、1人で子供の面倒を見なければならない)

④人間関係の調整(子どもの情緒的な安定には親の情緒が安定していることが不可欠だが、精神的な不安を抱えやすい状態にある)

## 第2項 政策効果についての実証研究

本項では就労支援政策の効果に関する先行研究を取り上げる。実証研究の中には高等職業訓練促進給付金等の事業自体の効果（正規雇用を促す効果や賃金を高める効果等）を分析したものや就労の要因となる要素を分析したもの等が含まれる。文献の調査結果については、別表2-1及び2-2にまとめている。なお、政策効果に関する分析結果は母子家庭の母と父子家庭の父とで代わり得るところ、参照したほとんどの研究は母子家庭の母を対象としたものである点には注意が必要である。また、本来であれば外国の文献にも注目すべきところ、現行の事業の政策効果や有効性について直接論じている論文が多々見られたことから、本稿の執筆に当たっては国内の文献を中心に検討している。

調査した文献<sup>19</sup>の中には、前項でいう職業能力開発策の政策効果について論じているものが多く見られた。まず、周(2012d)は、高等技能訓練促進費事業<sup>20</sup>（事業1）、自立支援教育訓練給付金事業（事業2）、母子自立支援プログラム策定事業（事業3）の3事業を利用した母親が、利用しなかった母親に比べて正社員へ就業移動する確率が高いか、ロジットモデルを用いて調査している（pp. 153-158）。その結果、事業1を利用した者は、いずれの事業も利用していない者より、正社員へと就業移動する確率が38.1%ポイント高いとの結果が出たことが報告されている。一方で、他の2事業には、正社員就業促進効果が得られなかった（事業3については負の係数で統計的有意となっている）旨の記載がある。なお、この点については個人の能力要因をモデルの中で十分にコントロールできなかったとの可能性が併せて指摘されている。

次に、高田(2008)は、母子家庭の母の正規就業に影響を与える要因、とりわけ資格の保有が正社員就業に与える影響に関する分析を行っている。この点、看護師、准看護師、幼稚園教諭、介護福祉士の資格を有する場合（いずれも母子家庭となった後の取得であり、母子家庭になる前に取得した場合と区別している）の正社員就業確率はそれぞれ47.5%、46.0%、70.8%、43.0% 高くなることが統計的有意である旨報告されている（pp. 248-259）。一方で、母親が取得した資格の中には正社員就業に役に立たない資格もある示唆している。

以上の二つの文献から得られる示唆は、高等職業訓練促進給付金の正社員就業に関する有効性及び対象資格の取捨選択の必要性である。この点、これらの分析結果に鑑みて、看護師資格等の取得のための給付金を増額する、このような制度をよりPRする等の政策の妥当性が考えられる<sup>21</sup>。いずれの実証研究もサンプルや統計手法等の制約から正確な含意を引き出すことの難しさが指摘されているが、就業支援政策の分野の実証研究の事例として有用であると考えられる。

---

<sup>19</sup> 多くの文献がロジットモデル、多項ロジットモデル、プロビットモデル等の様々な分析手法を駆使した実証研究を行っており、このような分析手法の詳細については別表にまとめきれなかったものも多々ある。その点については留意されたい。

<sup>20</sup> 文献ではこの用語が用いられているが、これは「高等職業訓練促進給付金」を指すものであり、本稿に一部記載している「高等職業訓練修了支援給付金」や貸付金は含まれないと思われる。

<sup>21</sup> もっとも、周(2012d)は当該事業が利用者1件あたりのコストが高い点も併せて指摘しており、費用対効果の面からは異なる評価を行うことも必要である（p. 157）。

なお、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業についてはその効果に関する実証研究は見られなかったものの、ひとり親の正規雇用の希望や実現に関する計量分析においては就学年数等を説明変数とするものを確認でき、注目度の高さが伺える。先の二つの文献においても同様であり、統計的に有意な結果とはなっていないものの今後の実証研究のさらなる進展が期待される場所である。

ジョブサーチ支援策の分野についてもいくつかの先行研究を確認することができた。まず、丹波(2010)は母子家庭等就業・自立支援センター利用者の追跡調査を行うことで、就労支援後の就労と生活・子育ての実態を把握し、就労支援の効果と課題等について検証している。この点、追跡調査の結果からは仕事の見つけ方が民間求人情報誌等の自己開拓に比べ、ハローワークやセンターなどの公的機関の方が優位であるという相関関係は認められなかった点などを指摘している(pp. 74-95)。一方で、就労支援を受けた者の就労の持続性等、事業の一定の効果を確認できた点も述べている。

次に、金川(2009)は和歌山県御坊市における母子家庭等への聞き取り調査の結果から、母子家庭等自立支援施策の現状と課題を考察しており、調査結果よりマザーズハローワーク及び母子家庭等就業・自立支援センターのアクセスの問題(県庁所在地である和歌山市にあり、小規模の街での利用は現状難しい)を指摘している(pp. 23-31)。いずれの文献も基本的には母子家庭等就業・自立支援センター等のジョブサーチ支援策が抱える課題を指摘しているものと言えよう。

また、就労支援事業の政策効果に関する文献ではないが、これに関わる文献として阿部・大石(2005)を紹介したい。同著は、児童扶養手当と母親の就労や稼働収入との関係(同手当の給付が就労を阻害するか)について分析しており、その結果同手当の給付が就労に与える影響は小さい点、稼働収入の多寡を左右するのは年齢や業務上の地位である点を指摘している(pp. 153-160)。児童扶養手当は就業支援政策に含まれるものではなく、本稿で政策評価を行うわけではないが、就労を希望するひとり親世帯で同手当を受給している世帯も多く存在するわけであり、このような研究結果は就業支援政策の効果分析の上で重要な含意を持つと考える。

本節では、就労支援政策に関する経済的根拠と政策効果を論じた。その結果、経済的根拠に関しては、就業機会の増大策であれば弱者保護の外部経済性、職業能力開発策であれば潜在成長率を高める点がそれぞれ根拠として確認できた。政策効果については、とりわけ高等職業訓練促進給付金や特定の資格(看護師資格など)が正規雇用促進効果を持つとの研究が注目される。一方で、全体としてデータの制約を課題として確認でき、この点を解決した今後のさらなる調査が期待される場所である。次節では、行政事業レビュー等の内容から政策評価の現状を確認し、その問題点を検討する。

### 第3節 関連事業の政策効果とEBPM

前節までの議論では、様々な支援政策の中から就労に関わるものを重点的に取り上げ、その経済的根拠や効果を明らかにした。一方で、現行の政策体系は本稿で定義する自立に基づいているわけではない（就労による自立を中心としつつも、生活支援等様々な支援を包摂している）ことも確認した。したがって、ひとり親家庭自立支援政策の評価体系の現状を評価する上では、現行の政策体系に沿ってこれを論じる必要がある。この点、本節では、政策目標「ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること」<sup>22</sup>のうち、本稿で取り上げる多くの事業を内包する「母子家庭等対策総合支援事業」（以下、総合支援事業と略）<sup>23</sup>に関する行政事業レビュー及び「行政事業レビュー（公開プロセス）」（以下、公開プロセスと略）<sup>24</sup>を確認し、当該事業分野における政府が推進するEBPMの適用実態を確認する。

#### 第1項 経済的根拠（行政事業レビューから）

前節第1項では、ひとり親家庭の自立支援政策のうち、就労支援に関する政策の経済的根拠として就業支援拡大策の弱者保護の外部経済性、職業能力開発策が国全体の潜在成長率を高めることにつながる点、ジョブサーチ支援策が就職の質を高める点を取り上げた。表7及び表8から、総合支援策には職業能力開発策及びジョブサーチ支援策に関連する事業が含まれているため、それぞれに対応する根拠が重要である。また前節の議論を踏まえれば、前者については市場原理を歪める政策ではないという消極的な根拠づけも検討されるべきところである。

この点、ひとり親家庭に対する就労支援政策を主とした総合支援事業を行うことの経済的根拠に関する説明は、行政事業レビューや公開プロセス等の資料には見当たらない。したがって、当該事業が①労働者の生産性を高め、ひいては潜在成長率を高める、②市場原理を歪めないという意味で肯定できる、または、③就職の質を高めるといった事業の正当性を裏付ける明確な根拠を確認することはできない。これらの根拠が不明確である場合、仮に総合支援事業の施策によりひとり親の就労が促進される、または所得が上昇する等の効果が得られたとしても、そのための支出が正当化されるわけではない点には注意が必要である。

<sup>22</sup> 当該施策目標の中には、例えば他にも「児童扶養手当」や「養育費確保支援事業委託費」等の行政事業レビューが含まれている。<[https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei\\_review\\_sheet/2020/2019\\_7-4-1\\_saisyu.html](https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2020/2019_7-4-1_saisyu.html)>

<sup>23</sup> 総合支援事業には第1節で論じた子育て・生活支援政策（柱①）に該当する事業なども含まれるが、予算の内訳等や事業の種類を考慮すると主たる事業は就業支援政策（柱②）であると言える。

令和2年度行政事業レビューシート（母子家庭等対策総合支援事業）

<[https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei\\_review\\_sheet/2020/2019\\_xls\\_saisyu/695.xlsx](https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2020/2019_xls_saisyu/695.xlsx)>

<sup>24</sup> 令和3年6月21日に開催された令和3年度の公開プロセスでは、対象事業として「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（母子家庭等対策総合支援事業）」が取り上げられた。この点、総合支援事業の全てを取り扱った評価ではないが、ロジックモデルが作成されているという点で重要であるため本節で論じることとした。なお、公開されているデータの関係上、本稿では行政事業レビューについては令和2年度の行政事業レビューシート、公開プロセスについては、令和3年度の行政事業レビューシートを参照している点には注意されたい。

公開プロセス（令和3年度）<[https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/2021\\_process.html](https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/2021_process.html)>

令和3年度の行政事業レビューシート（ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）

<[https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/dl/r03\\_rv03a\\_day1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/dl/r03_rv03a_day1.pdf)>

## 第2項 行政事業レビューの取組と評価

総合対策支援事業の行政事業レビューは、確認できる限りでは平成22年度より実施されているが、現在に至るまでの間には担当部局や属する政策体系等様々な変化が見られる<sup>25</sup>。行政事業レビューのあり方に関しては、平成30年4月より、EBPMの推進の観点から、ロジックモデル及び統計データの活用等により検証の観点を拡充することとなっている<sup>27</sup>。したがって、以降に作成された総合対策支援事業の行政事業レビューを確認することで、EBPMの達成状況を評価することができる。本項では、令和2年度行政事業レビュー（令和元年度の事業に係る行政事業レビューシート）を参照する。

政策効果の論理性を検討する手法であるロジックモデルは、EBPMを実現する上で重要であり、インプット（政策のための投入資源）、アクティビティ（投入資源による活動）、アウトプット（活動に基づく産出物）、初期アウトカム（活動の成果）及び最終アウトカム（最終的な成果・変化）で構成される<sup>28</sup>。表9は、令和2年度行政事業レビュー内の各指標をロジックモデルの観点から整理したものである。

以下、各項目について検討する。まず、事業目的には「母子家庭等の子育て・生活支援、就業支援等の一層の推進」とあるものの、先述した経済的根拠（労働者の生産性を高め、ひいては潜在成長率を高めるなど）との関係に関する記述等の目的の正当化理由は書かれていない。また、上記目標自体曖昧であり、行政事業レビューを見ただけでは何を具体的な目標としてひとり親家庭への支援事業を展開するのかという点について確認できない。

次に、アウトカム指標の設定に関して言えば、当該事業ではアウトプット及びアウトカム間の関係が複数あることが特徴的だが、全体の問題として当該事業内の個別の事業の効果を正しく測れない恐れがあるという点を指摘したい。様々な事業がレビューシート内に同居しており、ひとり親世帯が複数の制度を同時に利用することも考えられるため、例えば「母子家庭等就業・自立支援事業による就業」というアウトカムは、高等職業訓練促進給付金の受給の影響を受け得る。「他の条件（あるアウトカム指標の対象となる事業以外の事業の利用など）を一定」（*ceteris paribus*）とする仮定を置くことは現実的ではないが、少なくとも同じ行政事業レビュー内の事業の効果を分けて考える評価制度設計や統計情報の整備が求められるだろう。

また、一部のアウトカム指標の目標の単位は件数ではなく%となっているが、前節で就労支援制度（総合対策支援事業内の制度でもある）の課題として周知不足が挙げられるところ、これを測定できる状態にないと言わざるを得ない。

<sup>25</sup> 厚生労働省ウェブサイト内の情報を参照した<<https://www.mhlw.go.jp/jigyo-shiwake/>>

例えば、平成22年度の時点では担当部局は雇用均等・児童家庭局であったが、平成30年からは新設された子ども家庭局となっている。政策体系についても、それまでは基本目標「男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること」に属していたが、新たな基本目標「安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること」（現、政策体系基本目標7）に属することとなった。

<sup>26</sup> なお、行政事業レビューによれば、総合対策支援事業の開始年度は平成15年度である。

<sup>27</sup> 行政改革推進本部事務局「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」（平成30年4月5日一部改正）<<https://www.gyokaku.go.jp/review/img/H30minaoshi.pdf>>

<sup>28</sup> 前掲注(1) 国立国会図書館資料「我が国におけるEBPMの取組」（pp.22-24）

表9 行政事業レビューをもとにした母子家庭等対策総合支援事業のロジックモデル

母子家庭等対策総合支援事業	
事業目的	各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金により母子家庭等対策総合支援事業を実施することで、母子家庭等の子育て・生活支援、就業支援等の一層の推進を図る
インプット	事業全体の予算額（195億円） （母子・父子自立支援プログラム策定事業等の事業ごとの予算額は195億円の内数である）
アクティビティ	明記無し
活動指標 （アウトプット）①	母子家庭等就業・自立支援事業による就業相談件数 （令和元年度活動実績：集計中）
成果目標 （アウトカム）①	母子家庭等就業・自立支援事業による就業 （成果指標：就業件数、令和元年度目標値：4227件）
活動指標 （アウトプット）②	母子・父子自立支援プログラムの策定件数 （令和元年度活動実績：集計中）
成果目標 （アウトカム）②	母子・父子自立支援プログラム策定事業の効果 （成果目標：母子・父子自立支援プログラム策定件数における就業実績÷自立支援計画書策定件数、令和元年度目標値：56.4%）
活動指標 （アウトプット）③	高等職業訓練促進給付金等事業の支給件数 （令和元年度活動実績：集計中）
成果目標 （アウトカム）③	高等職業訓練促進給付金等事業により資格取得を促進（成果指標：高等職業訓練促進給付金等事業のうち修業修了者に占める資格取得者数÷修業修了者数、令和元年度目標値：96.8%）
活動指標 （アウトプット）④	交付申請数（※行政事業レビューシートを見ただけでは、これが何の交付申請数を意味するか必ずしも明確ではない） （令和元年度活動実績：875）
成果目標 （アウトカム）④	高等職業訓練促進給付金等事業による就業（成果指標：高等職業訓練促進給付金等事業のうち資格取得者に占める就業者総数÷資格取得者数（就学継続中を除く）、令和元年度目標値：90%）

※「令和2年度行政事業レビューシート（厚生労働省）母子家庭等対策総合支援事業」（脚注23）をもとに筆者作成  
 ※アウトプット及びアウトカムにある丸数字は筆者が付したものである。両者はいずれも4つ記載されており、丸数字で対になるような関係が一部で見られたためこのように整理した  
 ※「高等職業訓練促進給付金等事業」とは、「高等職業訓練促進給付金」及び「高等職業訓練修了支援給付金」（養成機関での訓練修了後に5万円（住民税課税世帯は25,000円）を支給する制度）の総称を指す  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062986.html>

表10は事業レビューにおける事業所管部局による点検結果・改善の方向性をまとめたものである。点検結果に関して言えば、各点検では「国費投入の必要性」、「事業の効率性」、「事業の有効性」が問われるところ、ほとんどの項目において妥当との評価をしている。また、事業の利用件数が概ね見込みどおりであるため継続は必要であると結論付けている。この点、成果の達成度等の定量的な指標によって評価を行う項目も多々見られるが、当年の目標値の設定が前年の成果実績とされているような指標が多く見受けられるなど、評価の仕組み自体に問題がある。

改善の方向性に関しては、執行率や制度の周知を課題として指摘するものの、成果目標達成度はほぼすべての事業において高水準である点から事業継続の必要性を訴える内容となっている。成果目標達成度の指標については、点検結果と同様の指摘ができる場所であり、改善点の内容についても周知徹底の具体的なあり方等より踏み込んだ提言が求められると考える。

表 10 事業所管部局による点検・改善の結果

母子家庭等対策総合支援事業	
点検結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績報告書等の書類や、必要に応じて行う内容の聞き取り、参考となる資料の提出により支出状況等について確認を行っており、各点検項目による評価も妥当。</li> <li>・子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭等に対しては、安定した就業を確保するために、本人の生活状況等を踏まえて、疾病等の際の生活援助等による支援を含めた総合的な支援を行うことが不可欠であるが、母子家庭等就業・自立センターにおける就業相談や母子・父子自立支援プログラム策定事業の利用件数が概ね見込みどおりであるため本事業は引き続き必要。</li> </ul>
改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の執行率は前年に比べやや低い水準である。</li> <li>・一方で、例年成果目標に対する達成度は、ほぼすべての事業において 90%以上で推移しており、本事業は引き続き必要。</li> <li>・ひとり親の自立支援のために活用しやすい制度の構築や制度の更なる周知に努めるべき。</li> </ul>

※「令和2年度行政事業レビューシート（厚生労働省）母子家庭等対策総合支援事業」（前掲注 23）をもとに筆者作成

### 第3項 行政事業レビュー（公開プロセス）の取組と評価

本節の最後に、令和3年の公開プロセスの対象となった「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の行政事業レビューについて取り上げる。当該事業は総合支援事業に含まれる一事業であるが、公開プロセスにおいては単独で取りあつかわれている。この点、先に述べた行政事業レビューの評価体系と単純に比較することはできないが、就労支援政策における EBPM 推進の現状を把握する上で参考にすることとする。

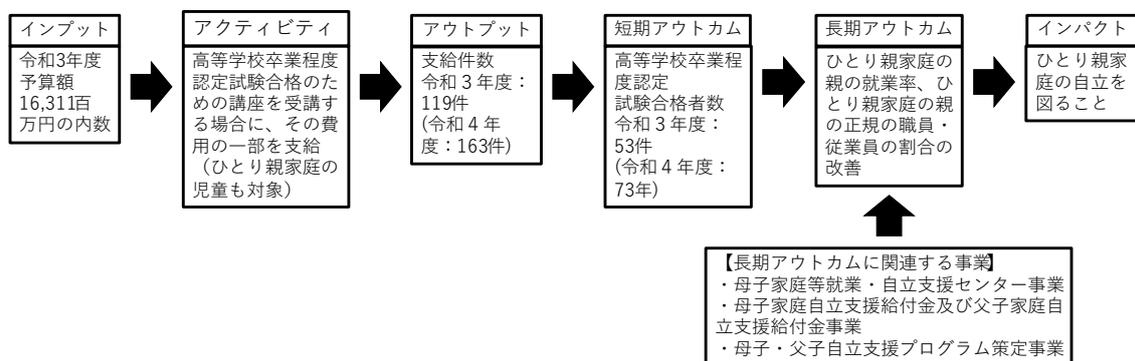


図 1 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（母子家庭等対策総合支援事業）のロジックモデル

※令和3年度公開プロセスにおける「事業概要・見直し案」に記載されている（行政事業レビューシート自体ではない）「ロジックモデル」を参考に筆者が作成<[https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/dl/r03\\_jigyosha\\_day1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/dl/r03_jigyosha_day1.pdf)>

※元のロジックモデルには、上部に「現状分析」（就業状況や年間就労収入と最終学歴の関係性）、「課題」（ひとり親家庭の就業率、正規雇用の割合）、「事業概要」が整理されている

※図中の「インパクト」は上記資料における設定に基づくものである

公開プロセスでは、事業の評価を行う上でロジックモデルが用いられている（図1は筆者が一部内容を簡略化したもの）。単独の事業について取り扱ったものであるがゆえに、全体としてインプットからアウトカムまでの流れが論理的に整理されている。また、短期アウトカムと長期アウトカムの分類は前項の行政事業レビューには見られなかったが、ここでは分けて整理されている。一方で、様々な課題も指摘できる。例えば、「長期アウトカムに関連する事業」が長期アウトカムに影響を与えると整理されているように、このロジックモデ

ルでは短期アウトカムと長期アウトカムの因果関係については必ずしも根拠が明確ではない。高卒の資格を得ることができ、後に正規雇用での就業が達成できたとしても、それが当該事業によるものなのか、母子・父子自立支援プログラム等他の事業によるものなのかが定かでない。前項で論じたように、複数の事業を包摂することによりアウトカムの達成が不明瞭になるという事態は避けるべきだが、他方で他の事業を含めずに整理すると正規雇用の実現という自立の達成を効果的に測定できない。このような課題は、次節でのロジックモデルの検討に向けて重要な点を示唆しているように思われる。また、短期アウトカムの目標水準（令和4年度であれば73件）の根拠は不透明である。明確な根拠がなければ目標の程度を操作できてしまうため、事業の必要性を適切に測定できなくなってしまう。

上記ロジックモデル等での説明を経て、公開プロセスでは表11のような厳しい意見が有識者から出されている。制度の認知度や執行割合低さの問題、調査体制に関する提言など、様々な観点から事業全体の改善策が論じられている。

表11 公開プロセスにおける外部有識者のコメント

◎評価結果：事業全体の抜本的な改善 (とりまとめコメント)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の効果の把握をきちんと行うべきである。また、本事業を利用しようとするひとり親家庭がどのような状況に置かれているかなど実態把握を行うとともに、利用者のニーズや自治体の意見を踏まえ、本事業の在り方について検討を行うべきである。</li> <li>・ひとり親やその子どもの就業・進学を高めるためには、本事業だけではなく親やその子どもを総合的に支援することが必要不可欠である。その認識のもと、関連する他の施策と連携して効果を高めていくことを検討すべきである。</li> <li>・本事業は使い勝手が悪いために利用を断念するケースが見られる。申請手続きの簡素化、事後支給の見直し、複数回利用、子どもが利用する場合の年齢要件の緩和など、使い勝手がよくなるような改善を図るべきである。</li> </ul>	
(具体的なコメント)	
○事業の課題や問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の認知度が低く、当事者に存在が知られていない</li> <li>・予算額に対する執行額の割合があまりにも低すぎる。ニーズが限定的ではないか。</li> </ul>
○評価を選択した理由・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者と対面ややり取りする自治体等の担当者の意見やリクエストを吸い上げ、結果として利用者の声を聴くような調査研究を積極的に行ってほしい。</li> </ul>
○改善の手法や事業見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育程度の改善を希望する対象者のうちの程度が高卒認定試験を希望しているのかを調査すること。</li> <li>・支援経費の増額、年齢要件の緩和、複数回利用、受講料を事業者に給付して、個人の初期費用の負担額を軽減するなどのきめ細やかな工夫がまずは必要ではないか。</li> <li>・さまざまな支援策がある中で、本制度をより活用するのであれば、提出書類の簡素化や支給額の大幅な増額などを検討してもよい。</li> <li>・上限額の見直し、個人への事後支給の見直し、2段階支給の見直し、年間1回の支給回数の見直しを検討してほしい。</li> <li>・他の事業の中で必要に応じて支援事業を行う。これまで以上に自治体の裁量にゆだねるべき。</li> <li>・総合事業全体として、ひとり親家庭への、きめ細やかなアウトリーチ体制をもっと強化すべき。</li> </ul>

※令和3年度公開プロセスにおける「有識者コメント」をもとに筆者が作成（各コメントは原文のまま）

<[https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/dl/r02\\_comment03a\\_day1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/r02_comment03a_day1.pdf)>

本節では、行政事業レビュー及び公開プロセスを通じてひとり親家庭自立支援政策の評価体系の現状を論じ、様々な課題を指摘した。検討における重要な含意は、就業支援政策に焦点を当てた政策評価を検討する上では、アウトカム目標を適切に整理できるような事業の範囲を選ぶ必要があることだろう。この点等を踏まえて、次節ではロジックモデルを新たに検討し、政策評価の今後の課題について議論する。

## 第4節 政策評価の課題と改善点

前節では、ひとり親家庭自立支援政策について、「母子家庭等対策総合支援事業」の行政事業レビュー及び同事業に含まれる「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」に関する公開プロセスを確認し、現状の政策評価の問題点を議論した。本節では前節までの議論を踏まえ、ロジックモデルを新たに提案することで政策評価のあるべき方向性を検討し、今後の課題について論じる。

### 第1項 ロジックモデルの検討

本稿ではひとり親家庭の自立を独自に定義した上で政策評価のあり方を検討しているため、その方向性は必ずしも第3節で確認した既存の事業評価体系（母子家庭等対策総合支援事業）に沿ったものとはならない。したがって本項では、これまでの議論を総合的に考慮し、政策評価体系の一つのあり方として「正規雇用の職への就労希望・転職希望の実現」に資すると思われる事業を評価するためのロジックモデルを検討する。このような一つの方向性を示すことで、EBPMの推進の観点に基づくひとり親家庭への支援政策の評価体系に係る議論に一石を投じたい。ロジックモデルを検討する上では、以下の点を考慮した。

#### （1）ロジックモデルに含めるべき就業支援政策の範囲

第1節の表7にある①～⑨の9つの事業がロジックモデルにおけるアクティビティの候補となるが、現状の行政事業レビューの問題点を踏まえれば、これらの中からさらに事業の範囲を限定する必要がある。本稿では主に施策の経済的根拠及び効果に関する実証研究の内容の二つの観点から、ロジックモデルに含めるべき事業を選択した。

第2節第1項で論じたように、就業支援政策は就業機会の増大策や職業能力開発策等に分類することができ、当該分類によって異なる経済的根拠付けが検討される。ロジックモデルに含まれる事業は、前提として具体的かつ明確な経済的根拠を有することが望ましい。たとえ費用対効果に優れた事業であるとしても（より少ない予算でより多くのひとり親の正社員就業を実現できるとしても）、ひとり親世帯を優遇すべき理由に乏しければ政策の正当性に疑義が生じ、ひいては政策の評価自体が困難になるからである。したがって、本稿で検討するロジックモデルでは、経済的根拠が比較的明確な事業を優先的に取り上げたい。この点、「特定求職者雇用開発助成金（⑧）」及び「トライアル雇用助成金事業（⑨）」のような就業機会の増大策は、労働市場を歪める（市場全体の需要は変わらずに、有配偶者の女性などの他の者の就労機会を奪うことにつながる）との懸念が指摘されており、このような問題点が指摘されていない他の分類の事業に比してより強い正当化理由が求められよう。これに関連して、周（2012c）は弱者保護の外部経済性等を論じている旨第2節第1項で述べたが、特定の属性を持つ個人を労働市場において優遇する施策の評価は慎重に行うべきであり、その経済的根拠に関する多角的な調査をさらに深める必要があると考える。したがって、上記2つの事業に関しては本項で検討するロジックモデルには含めないこととする。

第2節第2項では様々な就業支援政策の効果について実証研究の内容を取り上げたが、EBPMの観点からは、政策と効果の因果関係を示すエビデンスを提示することが重要である<sup>29</sup>。したがって、本稿でロジックモデルを検討する際にも、ひとり親の正規雇用の就労促進に効果があるとの根拠が先行研究の調査により確認できるものを積極的に取り入れることとする。この点、「高等職業訓練促進給付金(⑤)」ないし特定の資格の取得の効果に関する議論は多く確認でき、当該事業の正規雇用促進効果を示す論文もあった(周(2012d)など)。したがって、当該事業はロジックモデルに含めるべき事業として積極的に検討したい。その他の事業に関しては、正規雇用促進効果に関する根拠(定量分析における統計的有意性など)を見つけ出すことは出来なかったが、それぞれの事業とひとり親の就業等の関係性について論じた先行研究の蓄積を確認できた。例えば、周(2012d)は上記「高等職業訓練促進給付金(⑤)」以外にも、「母子自立支援プログラム策定事業(③)」及び「自立支援教育訓練給付金事業(④)」の政策効果について論じている。後二者については正社員就業との間の正の相関について統計的有意性は確認できないが、定量分析上の問題も併せて指摘されており、今後の研究による分析のさらなる精緻化が期待される。丹波(2010)は「ハローワークによる支援(①)」及び「母子家庭等就業・自立支援センター事業(②)」の就業支援効果について様々な課題を指摘しつつも、一方で就労の安定性や世帯の経済状況の点から一定の評価をしている。また、「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(⑦)」の効果に関して直接論じた研究は確認できなかったものの、学歴と正社員雇用や賃金の関係性について論じた研究は確認できた(周(2012d)など)。正規雇用の就労促進効果の実証の有無に重きを置きすぎると、事業の範囲を必要以上に狭めてしまう恐れがある。そこで、上記のような先行研究の実績を考慮し、本稿ではこれらの事業についてもロジックモデルに含めることとする。

なお、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(⑥)」については、「高等職業訓練促進給付金(⑤)」の支給を受けることが利用の要件であるといういわば付随的な事業であり、当該事業のみを切り離して評価することには自ずと限界があり、同列のアクティビティとして検討することが難しいため、本稿ではロジックモデルには含めないこととする<sup>30</sup>。

以上より、本稿では9つの事業のうち「ハローワークによる支援(①)」<sup>31</sup>、「母子家庭等就業・自立支援センター事業(②)」、「母子・父子自立支援プログラム事業(③)」、「自立支援教育訓練給付金事業(④)」、「高等職業訓練促進給付金(⑤)」及び「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(⑦)」の6つの事業をロジックモデルで取り上げる。

## (2) アクティビティに含める事業以外の事業の取扱い方

ひとり親家庭等日常生活支援事業などは正規雇用への就業を直接促すことを目的とする制度ではないが、当該事業により正規雇用への就業を検討する精神的・生活的ゆとりができ、

<sup>29</sup> 岡田(2020) (p. 143)

<sup>30</sup> 前掲注(16)「ひとり親家庭等の支援について」(p. 47)

<sup>31</sup> なお、ハローワークに関連する事業は広範であるところ、本稿では主にマザーズハローワーク事業(父子家庭の父も利用対象者である)を政策評価の対象と考えている。<<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/mother.html>>

したがって就業支援政策のアウトプットが増え、ひいては正規雇用が達成されるということが考えられる。この点、これらの事業はアクティビティには含めないとしても、就業支援政策の評価を検討する上では事業の利用状況を考慮すべきである。また、児童扶養手当の受給が就労意欲を下げることはない結論付けた研究を第2節第2項で紹介したが、このように公的給付が就業に関し消極的に作用するか否かについても把握すべきである。このように、本項に至るまでに検討した就労政策以外の事業があたかも「交絡変数」のように外部から影響を与えぬよう、可能な限り事業利用者の他の事業の利用状況等について把握すべきである。

### (3) アウトカムの測定方法（短期アウトカムの検討）

自立の定義を踏まえれば、いずれの事業についても短期アウトカムには正規雇用での就労・転職数を置くべきである。ただし、一部事業については、別のアウトカム指標を間に挟む必要がある。例えば、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業についてはアウトプットと当該アウトカムの間に高等学校卒業程度認定試験合格者数というもう一つの短期アウトカムが含まれるべきである（公開プロセスにおけるロジックモデルと同様）。また、高等職業訓練促進給付金についても、給付金受給者数に占める資格取得者数を短期アウトカムに含めるべきである。こうすることで、政策効果の測定の精緻化を行うことができる。併せて、看護師等の資格別で短期アウトカムの達成状況を確認することも、個別の資格取得の政策効果を測る上では有効であるように思われる。

総じて言えば、短期アウトカムの指標として用いるべきは、基本的には「正規雇用での就職件数/事業利用件数」であり、事業によってはこれよりひとつ前の段階のアウトカム指標として「資格取得件数/事業利用件数」などを置くべきであると考え。このように指標を細分化することにより、最終的には「X（例えば正規雇用での就職件数）/各事業予算執行額」等の費用対効果の正確な把握も期待できる。なお、本稿ではロジックモデルに加えないが、不就労から正規雇用ではないものの就労に至るケースや非正規雇用間での転職だが賃金が上昇するようなケースも Quasi（疑似の）正規雇用としてモデルに取り込むことで、政策効果の測定を精緻化することも考えられよう。

### (4) 最終アウトカムについて

本稿のひとり親家庭自立支援政策の場合、正規雇用での就職・転職実績を短期アウトカム（定量的な成果目標）としているが、長期的、最終的な事業の成果目標としてはこのような就業形態による雇用の継続が挙げられる。短期アウトカムと最終アウトカムの関係性を確認する上では、中長期にわたり、事業利用により正規雇用を実現させた者の就労状況を確認することが求められる。

上記検討をもとに、ロジックモデルを構築すると図2のようになる。実際にこのような政策評価を行おうとすれば、新しく統計データをそろえ、各事業間の影響を定量的に取り扱う上で計量経済学の要素等が必要になるだろうが、基本的にはインプットから最終アウトカムへの流れは同図のようになると思う。

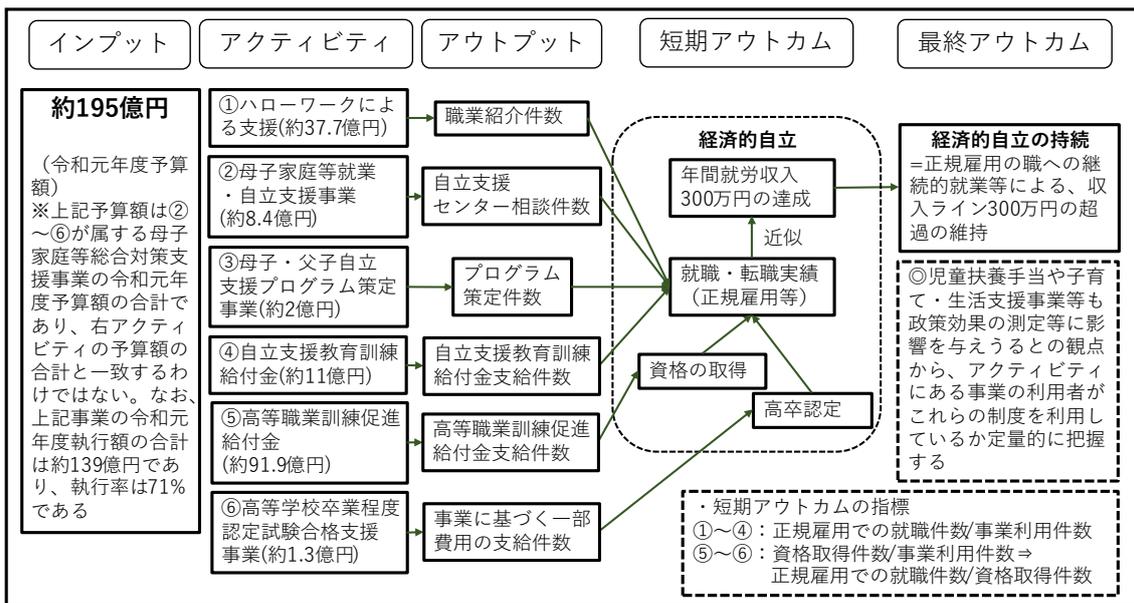


図2 ロジックモデル

※脚注(23)の資料等をもとに筆者が作成

※予算総額及び各事業(アクティビティ)の予算は令和元年度のものである

※①の予算額は「マザーズハローワーク事業推進費」(下記資料)に関するものであり、ハローワーク全体の予算ではない<[https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/gyousei\\_review\\_sheet/2020/2019\\_xls\\_saisyu/518\\_xlsx](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2020/2019_xls_saisyu/518_xlsx)>

※②～⑥の予算額については右資料を参照<[https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/dl/r03\\_jigyoud03a\\_day1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/r03_jigyoud03a_day1.pdf)>

## 第2項 今後の課題

最後に、ひとり親家庭自立支援政策の評価体系の今後の課題として以下の3点を述べたい。

### (1) データ整備の充実化

本稿で述べたような正規雇用の実現に焦点を当てた政策評価体系とするにせよ、別の指標を成果目標として設定するにせよ、いずれにしてもひとり親家庭自立支援政策という分野においてデータ整備は重要な課題である。例えば、前項で構想したロジックモデルを実装するだけでも、就業形態別のひとり親の就業、年間就労収入、制度利用者個別の属性(世帯構成や補てん収入の受給、各事業の利用の有無など)等のデータを整備する必要がある。これらのデータを活用し、様々な分析手法を用いて他の事業と切り離れた個別の事業の効果を推定していくことが求められると考える。

### (2) より正確な政策効果測定のための短期アウトカム指標の含意の検討

ひとり親家庭自立支援政策の各事業の政策効果(インパクト)測定の基本的な方向性は、前項(3)で検討したようなモデルの詳細な設定により測定の精緻化を行い、ロジックモデルの発想を通じた政策効果の正確かつ体系的把握を目指すことである。一方で、様々な指標を網羅的に定量化すれば政策効果の測定に係る問題が解決されるというわけではない。算出した数値から適切な含意を得ることが求められると考える。例えば、高等職業訓練促進給

付金につき、令和元年度の「資格取得件数/事業利用件数」は「2,855/3,748 (約 38.9%)」、「就職件数/資格取得件数」は「2,121/2,855 (約 74.3%)」であり、両指標の値には大きな開きがある<sup>32</sup>。それぞれに対する評価は、適切に設定された目標値との比較により行えばよいだろうが、問題は事業全体を見た場合の各指標の取扱い方である。「資格取得件数/事業利用件数」の値が低い傾向にある<sup>33</sup>ということは、給付金の支給という事業形態自体の問題なのか、給付額の問題なのか、そもそも資格受験者数全体に占める合格者を考えたときには特異な値ではないのか等、政策評価に際しては数値がどのようなインプリケーションを持つかにより結論が変わり得る。この点、当該事業の有効性を判断する上では、定量化したデータを活用するだけでなく制度利用者へのインタビューを行うなど、事業の実態に即した包括的な調査が求められると考える。

### (3) 事業周知の徹底と評価体系化

就労支援政策の周知不足の問題は、先行研究や政策評価において指摘されている。周(2012d)は、母子家庭を対象として「高等技能訓練促進費事業」、「自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子自立支援プログラム策定事業」の3つの事業の認知度及び利用状況を調査し、いずれも低い水準であると結論付けている(pp. 149-150)<sup>34</sup>。また、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業についても表11にあるように認知度の低さが有識者から問題点として指摘されている。したがって、政策評価というより政策の方向性の議論ではあるが、各制度の宣伝が求められると考える。併せて、事業周知に関して政策評価に適切に反映することが重要である。本稿で検討した短期アウトカム指標は基本的には「(正規雇用での)就職件数/事業利用件数」を評価するものだが、これだけでは制度利用者が少なくても(事業を認知していれば利用するような人々が多くいるとしても)高い評価を得る可能性がある。認知度まで考慮するのであれば、各制度周知のための独立した事業を導入し、その費用対効果を測定するなどさらなる制度的工夫が求められよう。

---

<sup>32</sup> 前掲注(16)「ひとり親家庭等の支援について」(p. 34)

<sup>33</sup> 前掲注(32)より、「資格取得件数/事業利用件数」は、平成25年度から令和元年度の間では33.1%~40.8%の間で推移している。

<sup>34</sup> 「高等技能訓練促進費事業」、「自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子自立支援プログラム策定事業」を知っているものはそれぞれ36.8%、49.5%、33.7%、利用経験者の割合はそれぞれ2.3%、11.8%、15.0%、未利用者のうちその理由が制度を知らないためである者の割合はそれぞれ64.7%、57.3%、78.0%であった。サンプル数等統計の情報についてはJILPT(2008)第3章(周氏が執筆担当であるため、参考文献では周(2008)と表記)が基礎となっている。

## おわりに

本稿では、ひとり親家庭自立支援政策に関する政策評価のあり方を検討した。

第1節では、ひとり親の現状を確認した上で母子家庭の母の非正規雇用就労の割合の高さを問題視し、ひとり親の自立を「正規雇用の職への就労希望・転職希望の実現」と定義した上で、現行政策のうち就業支援政策が当該自立の促進と関わることを論じた。

第2節では、就業支援政策に関する経済的根拠と政策効果を論じ、経済的根拠については、職業能力開発策であれば潜在成長率を高める点が先行研究からは論じられている点等を指摘し、政策効果については、特に高等職業訓練促進給付金についてその正規雇用促進効果を示す実証研究があることを論じた。

第3節では、政策評価の現状について行政事業レビュー（母子家庭等対策総合支援事業（本稿で確認した様々な事業を内包している））及び同レビュー（同事業の中でも高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に絞られたもの）の公開プロセスを確認し、その課題を論じた。行政事業レビューに関しては、その問題点として複数のアウトプットとアウトカムの関係が並立しており、各事業の個別の政策効果を正確に測れない恐れがある点、ロジックモデルに含める事業の範囲を適切に絞るべきである点を論じた。

第4節では、それまでの考察や検討を踏まえ、ひとり親家庭に関する政策評価体系を検討する上での一つの提言として、本稿の自立の定義に基づくひとり親家庭自立支援政策のロジックモデルを構築した。そして、今後の課題としてデータ整備の充実化、短期アウトカム指標の含意の検討及び事業周知の徹底と評価体系化を挙げた。

なお、本稿で十分に分析できなかった課題としては、非正規就労に着目したため父子家庭の分析をあまり深めることができなかった点、就業支援政策に絞った分析を行ったがゆえに子育て・生活支援に関する事業等の評価体系について検討できなかった点、就業支援政策に絞った上でも事業が多岐に渡るため個々の事業の経緯や具体的な事業形態について十分に論じることができなかった点などがある。これらの課題の改善については、今後の研究に委ねたい。

最後に、本稿の執筆にあたっては、指導教官である岩本康志先生にはテーマの設定から本稿の完成に至るまで多くのご指導とご助言をいただいた。ここに改めて深く感謝申し上げたい。

## 参考文献

- Young, I. M. (1995). Mothers, Citizenship, and Independence: A Critique of Pure Family Values. *Ethics*, 105(3), 535-556
- 阿部彩・大石亜希子(2005)「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会. 143-161
- 岡田悟(2020)「中小企業向け補助金と EBPM—ものづくり補助金を中心に一」国立国会図書館調査及び立法考査局編『EBPM (証拠に基づく政策形成) の取組と課題 総合調査報告書』国立国会図書館. 139-156
- 金川めぐみ(2009)「和歌山県内における母子家庭等自立支援施策の現状と課題」和歌山大学経済研究所編『地域研究シリーズ』No. 37. 1-32
- 金川めぐみ(2012)「日本におけるひとり親世帯研究の動向と課題」和歌山大学経済学部編『経済理論』369号. 1-16
- 神原文子(2010)『子づれシングル ひとり親家族の自立と社会的支援』明石書店
- 京極高宣(2007)「社会保障と日本経済-社会保障の経済効果を考える-」『季刊・社会保障研究』Vol. 42. No. 4. 国立社会保障・人口問題研究所. 328-337
- 島崎謙治(2005)「「子育て世帯の社会保障」の意義と本書の構成」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会. 1-25
- 周燕飛(2008)「アンケート調査—母に聞く「仕事と生活と支援について」」労働政策研究・研修機構編『母子家庭の母への就業支援に関する研究』労働政策研究報告書 No. 101. 165-207
- 周燕飛(2012a)「「働いているのに貧困」から「経済的自立」へ」労働政策研究・研修機構編『シングルマザーの就労と経済的自立』労働政策研究報告書 No. 140. 1-15
- 周燕飛(2012b)「正社員就業がなぜ希望されないのか」労働政策研究・研修機構編『シングルマザーの就労と経済的自立』労働政策研究報告書 No. 140. 61-77
- 周燕飛(2012c)「国と自治体による就業支援」労働政策研究・研修機構編『シングルマザーの就労と経済的自立』労働政策研究報告書 No. 140. 107-116
- 周燕飛(2012d)「公的就业支援はどこまで有効か」労働政策研究・研修機構編『シングルマザーの就労と経済的自立』労働政策研究報告書 No. 140. 149-158
- 高田しのぶ(2008)「母子家庭の母の正規就業を阻む要因」労働政策研究・研修機構編『母子家庭の母への就業支援に関する研究』労働政策研究報告書 No. 101. 247-259
- 田宮遊子(2006)「シングルマザーを対象とした政策転換の実相」『神戸学院経済学論集』第37巻第3・4号. 神戸学院大学経済学会. 147-163
- 丹波史紀(2010)「シングルマザーへの就労支援の有効性に関する実証的研究—母子家庭等就業・自立支援センター利用者の追跡調査を通して」『行政社会論集』第23巻第1号. 福島大学行政社会学会. 55-97
- 藤原千沙(2010)「ひとり親世帯をめぐる社会階層とジェンダー」木本喜美子・大森真紀・室

住真麻子編『社会政策のなかのジェンダー』明石書店. 136-157

## Appendix

別表 1-1 母子世帯の母の転職希望

別表 1-2 父子世帯の父の転職希望

別表 2-1 政策効果に関する先行研究（就労支援政策に関するもの）

別表 2-2 政策効果に関する先行研究（その他就労に関係するもの）

### 別表 1-1 母子世帯の母の転職希望

母子世帯の母の転職希望の有無（従業上の地位別）

	総数	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従事者	その他
総数	1,685 (100.0)	745 (100.0)	78 (100.0)	738 (100.0)	16 (100.0)	57 (100.0)	9 (100.0)	42 (100.0)
仕事を続けたい	1,123 (66.6)	544 (73.0)	43 (55.1)	449 (60.8)	13 (18.3)	45 (78.9)	7 (77.8)	22 (52.4)
仕事を变えたい	513 (30.4)	188 (25.2)	32 (41.0)	266 (36.0)	2 (12.5)	6 (10.5)	2 (22.2)	17 (40.5)
仕事をやめたい	18 (1.1)	7 (0.9)	- (-)	7 (0.9)	- (-)	4 (7.0)	- (-)	- (-)
不詳	31 (1.8)	6 (0.8)	3 (3.8)	16 (2.2)	1 (6.3)	2 (3.5)	- (-)	3 (7.1)

母子世帯の母の仕事を変えたい理由

総数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない	社会保険がない又は不十分
513 (100.0)	247 (48.1)	27 (5.3)	20 (3.9)	21 (4.1)	25 (4.9)	32 (6.2)	26 (5.1)
休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	降格	その他	不詳		
22 (4.3)	25 (4.9)	8 (1.6)	1 (0.2)	54 (10.5)	5 (1.0)		

※ 「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」（脚注(7)）をもとに筆者が作成

※ 転職希望の有無は、雇用形態についての転職希望ではなく、雇用形態においての主な仕事について転職希望があるか否かである。

別表 1-2 父子世帯の父の転職希望

父子世帯の父の転職希望の有無（従業上の地位別）

	総数	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従事者	その他
総数	346 (100.0)	236 (100.0)	5 (100.0)	22 (100.0)	6 (100.0)	63 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)
仕事を続けたい	265 (76.6)	185 (78.4)	- (-)	14 (63.6)	5 (83.3)	51 (91.0)	6 (66.7)	4 (80.0)
仕事を变えたい	70 (20.2)	47 (19.9)	5 (100.0)	7 (31.8)	1 (16.7)	8 (12.7)	1 (11.1)	1 (20.0)
仕事をやめたい	3 (0.9)	1 (0.4)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (3.2)	- (-)	- (-)
不詳	8 (2.3)	3 (1.3)	- (-)	1 (4.5)	- (-)	2 (3.2)	2 (22.2)	- (-)

父子世帯の父の仕事を変えたい理由

総数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない	社会保険がない又は不十分
70 (100.0)	36 (51.4)	3 (4.3)	5 (7.1)	1 (1.4)	1 (1.4)	6 (8.6)	2 (2.9)
休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	降格	その他	不詳		
6 (8.6)	- (-)	4 (5.7)	1 (1.4)	2 (2.9)	3 (4.3)		

※ 「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」（脚注(7)）をもとに筆者が作成

※ 転職希望の有無は、雇用形態についての転職希望ではなく、雇用形態においての主な仕事について転職希望があるか否かである。

別表 2-1 政策効果に関する先行研究（就労支援政策に関するもの）

文献	関連事業	調査の目的・概要	データ	分析手法	分析結果	結論
周 (2012d)	③④⑤	高等技能訓練促進費事業（事業1）、自立支援教育訓練給付金事業（事業2）、母子自立支援プログラム策定事業（事業3）の3事業を利用した母親は、利用しなかった母親に比べて正社員へ就業移動する確率が高いか調査	JILPT2007調査の個票データ（クロスセクションデータ） N=1,110	・正社員への就業移動（母親世帯になる直前VS現在）の決定要因分析（ロジットモデル） Y:現在正社員である場合を1、それ以外を0とするダミー変数 X:事業1のみ利用、事業2のみ利用、事業3のみ利用、その他母親の学歴、年齢、親との同居等 ※推定対象は、母子世帯になる前は正社員ではない母親	事業1を利用した者は、いずれの事業も利用していない者より、正社員へと就業移動する確率が38.1%ポイント高い。一方で、他の2事業には、正社員就業促進効果が得られず（※個人の能力要因をモデルの中で十分にコントロールできなかったとの可能性を指摘している）	一定の効果が確認できる「高等技能訓練促進費」の充実を図るべきである。一方で、当該事業は利用者1件あたりのコストが高い点には留意が必要である。
高田 (2008)	④⑤	母子家庭の母の正規就業に影響を与える要因に関する分析（子どもが小さいうちは非正規雇用を選ぶという保育要因、正規雇用に必要な資格の不足が影響するという技能要因、非勤労収入の多さが影響するという留保賃金3つの要因が正規雇用に与える影響に着目した分析）	JILPT が 2007 年 12 月～2008 年 1 月に行った「母子家庭の母への就業支援に関する調査」（有効集計対象者は 1311 件）	多項ロジットモデルによる要因分析（母子世帯すべて（N=820）及び末子が 7 歳以上の世帯にサンプルを絞ったものの2種類で分析 Y:無業、非正規就業、正社員就業 ※非正規雇用と自営は、自営の割合の少なさ、非正規との所得の類似からいずれも非正規就業として整理されている X:母子家庭後看護師（母子家庭になった後に看護師資格取得=1、それ以外=0）のように、母子家庭前後の資格取得で区分した資格ダミーを看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、パソコン等について作成。その他属性に関する変数。 ※係数の値は平均値で評価した限界効果である。ただしダミー変数の場合は、説明変数が0から1に変化するときの就業に与える効果	看護師、准看護師、幼稚園教諭、介護福祉士の資格を有する場合の正社員就業確率はそれぞれ 47.5%、46.0%、70.8%、43.0%高い。 （※なお、文献では資格取得時期を母子家庭前後で区別しないダミー変数を用いた分析もおこなっており、こちらでは看護師が統計的有意の値を示さないなどの結果が出ている。一方で、高等職業訓練促進給付金等の事業の効果を検討する上では、母子家庭になった後の資格取得の効果の方が有意義であるように思われる（筆者意見）	母親が取得した資格と正社員就業に役に立つ資格は異なる。 政策としては、正社員就業に役立つ資格に絞った支援を進めていくことが有効である。ただし、本分析ではとらえきれない本人の能力等の要素があり、また資格取得の限界効果は上限値であることに注意が必要である。

文献	関連事業	調査の目的・概要	データ	分析手法	分析結果	結論
丹波 (2010)	①②	就労支援を受けた母子家庭に対し、経年的な追跡調査を行うことにより、就労支援後の就労と生活・子育ての実態を把握し、就労支援の効果と課題、日本版ワークフェア政策の有効性について検証	母子家庭等就業・自立支援センター利用者の追跡調査（2003～2004年にセンターを利用した者を対象に2006年と2008年の二時点にわたって調査）サンプルの収集の経過について記載があるが、最終的に二時点を通じてサンプルを収集できたのは88件。 質問項目の例：年齢等の標本属性、現在の仕事内容、前回調査からの仕事の変化、勤続年数など 加えて、「仕事の見つけ方」と「仕事上の地位」等の項目との間のPearson相関係数の産出（有意水準5%未満）		2006年及び2008年に正社員である者はいずれも35%ほど。2006年に正社員である者が2008年も正社員である確率は71%。 「2006年時点における仕事の見つけ先」について、センターを通じて仕事を見つけた者が9.1%、ハローワークで見つけた者が27.3%、あわせて全体の36.4%。 左記相関係数につき、有意性は見られなかった	仕事の見つけ方が民間求人情報誌等の自己開拓に比べ、ハローワークやセンターなどの公的機関の方が優位であるという相関関係は認められなかった。センター利用者の学歴は相対的に高く出ており、低学歴層の把握には課題がある。
金川 (2009)	①②	和歌山県御坊市における母子家庭等への聞き取り調査結果から、母子家庭等自立支援施策の現状と課題を考察	聞き取り調査（2007年） 市内公立保育所または学童保育利用者から、母子家庭については11世帯、父子家庭については2世帯の対象者を抽出した（2005年国勢調査では、同市の母子世帯数は231世帯、父子世帯数は32件）。ヒアリング事項は、世帯の属性、現在の暮らし、仕事、福祉サービスの認知・利用、養育費等に関するもの		求職の状況につき、「マザーズハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターも和歌山市にあるため、遠方すぎて活用できないとの声が多かった」	就労・福祉サービスの利用について母子家庭等就業・自立支援センター等のサービスについてはアクセスの問題があり、小規模の街でどのように就労支援政策をおこなうべきか検討が必要

※本表の内容はあくまで論文の中で就労支援政策の効果に関する記述をまとめたものであり、著者が焦点を当てる分析や示唆は別のものである文献もある点に注意

※丸数字は表7に対応している。

※変数につきYは被説明変数を、Xは説明変数をそれぞれ意味する。

※「結論」は、著者が計量分析の結果やインタビュー調査等を踏まえて言及されていた内容を筆者がまとめたものである。

※データ分析等の詳細について表にまとめることには限界があるため、とりわけ重要であると考えた要素のみを記載。

別表 2-2 政策効果に関する先行研究（その他就労に関係するもの）

文献	関連事業	調査の概要	データ	分析手法	分析結果	結論
阿部・大石 (2005)	児童扶養手当	2002 年の児童扶養手当制度改正以前に福祉依存が存在していたか確認するため、児童扶養手当と母親の就労や稼働収入との関係について分析	「国民生活基礎調査」の 1995, 1998, 2001 年の所得票の個票（これらをプールしたデータセットを作成） N=1, 834 (3 時点それぞれ 640, 567, 627)	分析①プロビットモデル Y: 母親が就労・不就労に関するダミー変数 X: 児童扶養手当の所得制限、それと年次ダミーの交差項、母親の属性等 分析②Heckman 型の二段階推定法 Y: 母親の稼働収入 X: (プロビットモデル推定の段階で使用する変数は、1. と同じ)	・(①つき) 給付が就労に与える影響は小さい（一部支給の上限収入の 10 万円引上げは母親の就労率を 0.7%pt 上昇させるのみ） ・(②につき) 稼働収入の多寡を左右するのは年齢や業務上の地位である（所得制限は有意な影響を及ぼさない）	・所得制限限度額の変更が就労意欲に及ぼす影響は軽微。 ・母親の稼働収入は雇用形態や企業規模によってほとんど決まる。

※注意点等については別表 2-1 に同じ